

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第279号

今回のテーマ「特定技能1号の通算在留期間」について

**在留資格「特定技能1号」の通算在留期間（原則5年以内）について
詳しくは、出入国在留管理庁HPを確認ください。**

https://www.moj.go.jp/isa/10_00233.html

通算在留期間

在留資格「特定技能2号」については、通算在留期間に上限はありませんが、在留資格「特定技能1号」については、通算在留期間が原則5年以内でなければなりません。

「特定技能1号」の通算在留期間には、「特定技能1号」で在留中の就労していない期間や、再入国許可による出国期間（みなし再入国許可による出国期間も含む。）のほか、「[特定技能1号への移行を希望する場合の在留資格「特定活動」](#)」の在留期間についても含まれます。

ただし、再入国許可により出国（みなし再入国許可による出国を含む。）したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための上陸を拒否する措置などのやむを得ない事情により再入国することができなかった期間、産前産後休業期間・育児休業期間や病気・怪我による休業期間については、通算在留期間には含まれません。

また、特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合に該当し、通算在留期間が6年となります。

「特定技能1号」での通算在留期間を把握しようとする場合は、申請人の出入国記録を用いて計算いただく方法があります。開示請求の際は、請求書の余白に「通算在留期間の確認のため」と明記してください。出入国記録の開示請求の詳細については、「[出入（帰）国記録に係る開示請求について](#)」を御確認ください。

なお、出入国記録は、申請人本人の出入国歴のほか、付与された在留資格や許可年月日等を記載したものであり、通算在留期間の算定結果を記載したものではありません。地方出入国在留管理局の開示請求窓口や電話では、通算在留期間の算定を含め出入国記録に関するお問い合わせは一切受け付けていないため御留意願います。

- 1 再入国することができなかつた1号特定技能外国人
- 2 産前産後休業・育児休業
- 3 病気・怪我による休業
- 4 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人

4 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人

要件の概要

「特定技能2号」での受入れが認められている特定産業分野に係る特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしている者が対象となります。

対象となる特定技能2号評価試験等については、下記の「試験結果通知書の確認方法」を御確認ください。

- (1) 分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること（不合格となった試験の受験日は問わないが、疎明資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限る）
- (2) 申請人が以下の事項を誓約していること
 - ・合格基準点の8割以上の得点を取得した特定技能2号評価試験等の合格に向けて精勤し、かつ、同試験等を受験すること
 - ・特定技能2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」の在留資格変更許可申請を行うこと
 - ・特定技能2号評価試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国すること
- (3) 特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること
 - ・当該1号特定技能外国人を引き続き雇用する意思があること
 - ・特定技能2号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること

在留期間更新許可申請

本取扱いを希望する場合は、5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、下記の疎明資料を添付した上で、当該期間に応じた在留期間更新許可申請をし、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、通算在留期間6年を上限として許可がされます。